

報告第1号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年11月28日提出

南空知公衆衛生組合長 戸川 雅光

専 決 処 分 書

平成 2 5 年度南空知公衆衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）

平成 2 5 年度南空知公衆衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 549 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 372, 918 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日専決処分

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3 諸 収 入		千円 36,880	千円 549	千円 37,429
	1 雑 入	36,874	549	37,423
歳 入 合 計		372,369	549	372,918

(歳 出)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3 清 掃 費		千円 351,494	千円 549	千円 352,043
	1 清 掃 費	351,494	549	352,043
歳 出 合 計		372,369	549	372,918

報告第2号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年11月28日提出

南空知公衆衛生組合長 戸川 雅光

専 決 処 分 書

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更するものとする。

平成26年5月19日専決処分

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合理約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1石狩振興局（15）の項中「（15）」を「（16）」に改め、「北海道後期高齢者医療広域連合」の次に「、道央廃棄物処理組合」を加え、同表空知総合振興局（35）の項中「（35）」を「（34）」に改め、「赤平市、」を削り、同表上川総合振興局（31）の項中「（31）」を「（30）」に改め、「、上川中部消防組合」を削り、同表胆振総合振興局（13）の項中「（13）」を「（12）」に改め、「、伊達・壮瞥学校給食組合」を削る。

別表第2の1から7の項中「、赤平市」を削り、「長万部町」の次に「、鷹栖町、上川町」を加え、「、上川中部消防組合」を削り、同表9の項中「北海道後期高齢者医療広域連合」の次に「、道央廃棄物処理組合」を加え、「、上川中部消防組合」及び「、伊達・壮瞥学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

報告第3号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年11月28日提出

南空知公衆衛生組合長 戸川 雅光

専 決 処 分 書

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を次のとおり変更するものとする。

平成26年5月19日専決処分

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「上川中部消防組合」及び「伊達・壮瞥学校給食組合」を削り、「道央廃棄物処理組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

報告第4号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年11月28日提出

南空知公衆衛生組合長 戸川 雅光

専 決 処 分 書

北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、総務大臣の許可の日から北海道市町村職員退職手当組合に根室北部廃棄物処理広域連合が加入することから、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

平成26年9月11日専決処分

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合格約（昭和32年1月23日地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（根室）の項中「中標津町外2町葬斎組合」を「中標津町外2町葬斎組合 根室北部廃棄物処理広域連合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

認定第1号

平成25年度南空知公衆衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度南空知公衆衛生組合一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成26年11月28日提出

南空知公衆衛生組合長 戸川 雅光

議案第 1 号

南空知公衆衛生組合公平委員会委員の選任について

次の者を南空知公衆衛生組合公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

平成 26 年 11 月 28 日提出

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

住 所 夕張郡由仁町三川錦町83番地
氏 名 黒川義介
生年月日 昭和18年8月22日